

台風第19号による被災事業者支援ガイド

(令和2年2月19日版)

作成：宮城県経済商工観光部
宮城県農政部
宮城県水産林政部

目次

I 相談窓口

- 1 中小企業相談窓口の設置 p 1
- 2 台風第19号による豪雨等に伴う営農相談窓口 p 1
- 3 農林漁業者等6次産業化サポート事業 p 2

II 施設等の復旧・整備のための支援

- 4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 p 3
- 5 中小企業施設設備復旧支援事業 p 4
- 6 商業機能回復支援事業 p 5
- 7 観光施設再生支援事業 p 5
- 8 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金） p 6
- 9 農業共同利用施設災害復旧事業 p 7
- 10 農地・農業用施設災害復旧事業 p 8
- 11 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援型） p 9
- 12 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） p 10
- 13 水産業共同利用施設災害復旧事業 p 11
- 14 浜の活力再生・成長促進交付金 p 11

III 事業再開・継続のための支援

- 15 保管米被害農家等支援事業（被災農家等営農再開緊急対策事業） p 12
- 16 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
～堆積した稲わら等の撤去関係～ p 12
- 17 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
～土づくり・作業委託・機械レンタル関係～ p 13
- 18 次期作付種子等購入助成事業（大豆・水稻） p 13
- 19 次期作付種子等購入助成事業（園芸作物） p 14
- 20 緊急粗飼料確保対策事業について p 15

IV 融資制度

- 21 中小企業向けの融資制度 p 16
- 22 農業災害対策資金～経営再建資金関連～ p 17
- 23 農林業経営サポート資金～短期運転資金関連～ p 18
- 24 漁業近代化資金 p 18

V 事業拡大のための支援

- 25 食材王国みやぎマッチングコーディネーター派遣事業 p 19
- 26 県産品販路拡大フォローアップ販売力強化事業 p 19
- 27 農林漁業者等6次産業化サポート事業 p 20

VI 雇用に関すること

- 28 雇用保険 p 21
- 29 雇用調整助成金 p 22
- 30 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の延長及び納付の猶予 p 23
- 31 未払賃金立替払 p 25
- 32 特定機械(ボイラー, 第一種圧力容器, クレーン, エレベーター等)検査証に関する有効期間の延長 p 26
- 33 障害者雇用納付金の納付期限の延長について p 26

「令和元年台風第19号」は「台風第19号」の表記で統一しています。

I 相談窓口

(担当：中小企業支援室)

1 中小企業相談窓口の設置

台風第19号により、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の経営などに関する相談窓口を設置しています。

■相談方法

電話又は来庁

■相談内容（相談例等）

台風第19号で被害を受けた中小企業者、小規模事業者の経営相談、国及び県の支援制度の紹介など

■相談時間

令和元年10月17日から当分の間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（祝日、年末年始を除く）

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班

電話：022-211-2742

メール：chukisik@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/soudan-top.html

(担当：農業振興課)

2 台風第19号による豪雨等に伴う営農相談窓口 ～営農相談関連～

農作物等の浸水・冠水等が発生し、被害を受けた農業者の営農への影響が懸念されるため、営農・生活等の不安を持つ農業者の相談に対応する相談窓口を設置しています。

■相談内容（相談例等）

○浸水・冠水等の被害を受けた農作物等への対応に関する事

○農業用機械及び施設の再建に関する事

○営農資金に関する事

○農業共済及び収入保険制度に関する事 等

■相談時間

令和元年10月15日から、当分の間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日、年末年始を除く）

■相談窓口

【電話番号】

県庁 農業振興課	022-211-2837
大河原地方振興事務所農業振興部	0224-53-3519
仙台地方振興事務所農業振興部	022-275-9250
北部地方振興事務所農業振興部	0229-91-0717
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	0228-22-9437
東部地方振興事務所農業振興部	0225-95-7612
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部	0220-22-8603
気仙沼地方振興事務所農業振興部	0226-24-2534
亘理農業改良普及センター	0223-34-1141
美里農業改良普及センター	0229-32-3115

3 農林漁業者等6次産業化サポート事業

～6次産業化に関する専門家派遣関連～

6次産業化に取り組む又は取り組もうとしている農林漁業者等からの相談に応じるとともに、6次産業化に関する民間の専門人材（6次産業化地域プランナー）を相談者のもとへ派遣し、経営の発展段階に即した助言等を行います。

■対象者

農林漁業者等

■相談方法

- ①電話又はメールによる相談
- ②来所による窓口相談（要事前連絡）

■相談内容（相談例等）

事業計画策定、商品開発、販路開拓、販売戦略、資金相談 等

■相談受付時間

午前9時から午後5時まで
（原則として土、日、祝日及び年末年始（12/28～1/5）を除く平日）

■費用等

相談・派遣に係る相談者の経費負担はなし

■相談窓口

電話番号 022-796-1139
FAX番号 022-796-1140
電子メール info@miyagi-6jika.jp
ホームページ <http://miyagi-6jika.jp/>
住 所 仙台市青葉区上杉1丁目16-30東日本ビル7階
(株式会社東北農都共生総合研究所 内)

■問い合わせ

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班
電 話：022-211-2242
メー ル：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
U R L：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/

II 施設等の復旧・整備のための支援

(担当：企業復興支援室・農業振興課)

4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

台風第19号により被害を受けた中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に要する費用の一部を補助します。

■対象者

中小企業者等

■申請ができる中小企業等グループの要件

複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ

- ① サプライチェーン型
- ② 経済・雇用貢献型
- ③ 地域生活・産業基盤型
- ④ 地域資源産業型
- ⑤ 商店街型（※所在市町村の同意が必要）

(注) いずれかの類型のグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金交付決定の対象となります。

■補助対象経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備であって、台風第19号による災害により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の「施設及び設備の復旧・整備」並びに「商業機能の復旧促進のための事業（商店街型のみ）」に要する経費を補助対象とします。

また、従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて実施する新商品製造ラインへの転換、生産効率向上のための設備導入、従業員確保のための宿舍整備といった施設・設備の整備に要する経費も補助対象とします。ただし、この場合の補助上限額は、従前の施設・設備への復旧を行う場合に要する金額（複数者による見積が必要）に補助率を乗じた金額となります。

「施設」…事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設等

「設備」…事業の用に供する設備（機械等）で、資産として計上するもの

「宿舍整備のための事業」…宿舍及び備え付けの設備に係る費用

「商業機能の復旧促進のための事業」…共同店舗の設置費、共同店舗や街区の再配置に付随して整備するコミュニティスペース、駐車場等

※台風第19号による災害に起因する被害ではないもの、復興事業計画の目的に合致しないもの及び寮や休憩所など他の目的に転用される可能性が高いもの等は原則として補助対象外となります。

■補助金額

(1) 補助上限額：15億円

(2) 補助率

区分		補助率	補助上限額
①	中小企業者 ※みなし大企業・みなし中堅企業を除く	補助の対象となる 経費の3/4以内	1事業者あたり 15億円
②	中堅企業及びみなし中堅企業 ※みなし大企業を除く	補助の対象となる 経費の1/2以内	
③	大企業及びみなし大企業で、①又は②が事業活動を行う 上で被災前に必要な施設・設備を貸付けしていた事業者		

※ 上記「区分」の補助対象者が東日本大震災からの復興途上にある事業者として、一定の要件を満たす場合、5億円を上限に定額補助とすることができます。

補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者は3/4以内、中小企業者以外は1/2以内となります。

■問い合わせ・相談窓口		
区分, グループ類型	お問い合わせ・相談窓口	
区分	商工業	宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班 (宮城県庁14階) ・電話 022-211-2765 ・メール kifukuk@pref.miyagi.lg.jp
	食品加工業	宮城県農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 (宮城県庁10階) ・電話 022-211-2812 ・メール s-business@pref.miyagi.lg.jp
	農業	宮城県農政部 農業振興課 企画指導班 (宮城県庁10階) ・電話 022-211-2833 ・メール nosinp@pref.miyagi.lg.jp
	水産加工業	水産林政部 水産業振興課 流通加工班 (宮城県庁12階) ・電話 022-211-2931 ・メール suishinr@pref.miyagi.lg.jp
	養殖業	水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班 (宮城県庁12階) ・電話 022-211-2943 ・メール suikiseiys@pref.miyagi.lg.jp
	林業	水産林政部 林業振興課 地域林業振興班 (宮城県庁12階) ・電話 022-211-2914 ・メール rinsint@pref.miyagi.lg.jp
	木材産業	水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班 (宮城県庁12階) ・電話 022-211-2912 ・メール rinsinf@pref.miyagi.lg.jp
商店街型	商店街型	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 (宮城県庁14階) ・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp
URL : http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku/		

(担当：新産業振興課)

5 中小企業施設設備復旧支援事業	
<p>台風第19号により被害を受けた中小製造業者を支援するため、生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。</p>	
<p>■対象者</p> <p>以下のすべてを満たす中小製造業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内に工場等を有する製造業者のうち中小企業者等 ○本事業により、県内での事業再開あるいは継続を目指す者 ○台風第19号により施設の一部又は全部に甚大な被害が生じていること ○補助対象経費が200万円(税抜)以上である者 <p>■対象経費</p> <p>台風第19号により損壊若しくは滅失した対象者の所有する生産施設・生産設備のうち、事業再開・継続に必要な不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設・生産設備の修理・修繕、建替・入替に要する経費</p> <p>※土地の整備(取得を含む)、賃貸借及び一時的利用、生産設備に含まれないもの(備品、什器、工具、車両、事務用品等)は対象外</p> <p>■補助率、補助限度額</p> <p>補助率1/2以内、上限額1,000万円、下限額100万円</p>	
<p>■問い合わせ・相談窓口</p> <p>宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班</p> <p>電話：022-211-2721</p> <p>メール：shinsanr@pref.miyagi.lg.jp</p>	

6 商業機能回復支援事業

台風第19号により被害を受けた事業者等を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

■対象者

以下のすべてを満たす中小企業者

- 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営む者
- 施設（店舗、事務所等）が全壊または大規模半壊の被害を受けた者
- 被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である者
- 県が実施する台風第19号による災害関連の施設・設備関連支援事業を利用していない者
- 補助対象経費が200万円（税抜）以上である者

■対象経費

- ・被災した施設の修復、建替に要する経費
- ・被災した設備の修繕、入替に要する経費

■補助率、補助限度額

被害程度	補助率	補助限度額
全壊	45/100以内	上限270万円/下限90万円
大規模半壊	35/100以内	上限210万円/下限70万円

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

電話：022-211-2746

メール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

7 観光施設再生支援事業

台風第19号により被害を受けた観光事業者を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

■対象者

- 台風第19号により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者等
- 補助対象経費が200万円（税抜）以上である者

■対象経費

台風第19号により被災した宮城県内の宿泊施設及び知事が特に認める観光集客施設の修繕・修理、建替、入替等に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費等

■補助率、補助限度額

補助率1/2以内、上限額1,000万円、下限額100万円

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話：022-211-2823

メール：kankoup@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/

8 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

台風第19号により被害を受けた小規模事業者が、商工会等の支援機関の支援を受けながら行う、事業再建に向けた取組に要する経費の一部を補助します。

■対象者

以下のいずれかの被害を受けた小規模事業者

- 台風第19号により被害を受けた者
- 商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

【小規模事業者の範囲】

常時使用する従業員の数が一定数以下の商工業者で、個人事業者も対象に含まれます。

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他の業種	20人以下

■対象経費

機械装置・設備等、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

■補助率、補助限度額

補助率2/3、上限200万円（最大10者まで共同申請可能〈補助上限額×申請者数〉）

※上記対象者が東日本大震災からの復興途上にある事業者として、一定の要件を満たす場合、200万円を上限に定額補助とすることができます。

■問い合わせ・相談窓口

全国商工会連合会 持続化補助金台風19号型 補助金全国事務局

電話：03-6268-0088

URL：<https://www.shokokai.or.jp/saiken/>

最寄りの商工会・商工会議所

URL：<https://www.miyagi-fsci.or.jp/list/>（商工会）

<https://www.sendaikki.or.jp/mcci/>（商工会議所）

9 農業共同利用施設災害復旧事業

被害を受けた農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を補助します。

■対象者

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等

■対象経費

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額

ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

(対象施設)

農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設

ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。

■補助率、補助限度額

	採択基準	補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害	40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域※	4/10	9/10
	その他の地域	3/10	5/10

※ 告示地域とは、激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域

具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

■その他

○原型復旧を原則とします。

○災害発生後、地方農政局に対して、7日以内に被害報告、60日以内に事業申請する必要があります。

○事業申請後、地方財務局、農政局による査定が行われます。

(注) 水産関係、林業関係の施設は、水産林政部が担当します。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 農政総務課 団体指導検査班

電話：022-211-2754

メール：noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp

10 農地・農業用施設災害復旧事業

～農地や水路等の復旧関連～

暴風，洪水，高潮，地震，その他の異常な天然現象により，農地や農業用施設が被災した場合に，それらの施設を復旧する事業です。

■農地，農業用施設とは

- 農地：耕作の目的に供した土地
- 農業用施設：農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設

■対象者

市町村，土地改良区 等

■対象経費

災害復旧工事費（1箇所40万円以上の工事）

■補助率，補助限度額

激甚法補助率 1戸あたり負担額が6万円を超えるもの
国90%，県 10%，地元10%

※ 補助率増高により，最終の国補助率（過去5か年の実績）は，96%～98%
程度となる見込み。

■その他

- 災害復旧工事は，原則として災害発生年を含めて3か年以内に完了させる必要があります。
- 国庫補助の対象となる災害復旧事業とは，農地，農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事で，1箇所の工事の費用が40万円以上のものです
- 県営事業は，県管理施設又は県営事業の施行中に被災し，管理委託の完了していないもの，又は，大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し，維持管理団体が県営事業としての実施を強く要望するものとしています。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 農村整備課 防災対策班

電話：022-211-2875

メール：nosonseib@pref.miyagi.lg.jp

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonsei/00-saigaiindex.html>

11 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援型）

～特定共同利用施設の整備関連、卸売市場施設の整備関連～

被災した鉄骨ハウス等の特定共同利用施設の補修・修繕や再取得、新たな共同利用施設等の整備等を支援します。

被災した卸売市場の整備、解体、撤去、廃棄、当該施設用地の再造成を支援します。

■特定共同利用施設とは

受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む））の常時従事者が5名以上いる施設

■対象者

(1) 特定共同利用施設の整備等

市町村、農業者の組織する団体、その他

(2) 卸売市場施設の整備等

卸売市場の開設者である地方公共団体又は法人、卸売市場の卸売業者、仲卸業者等

■対象経費

(1) 特定共同利用施設の整備等

特定共同利用施設が被災した場合の当該施設の補修、修繕等及び再取得並びに新たな共同利用施設等の整備等に係る費用

(2) 卸売市場施設の整備等

卸売市場の施設が被災した場合の整備、解体、撤去、廃棄に係る費用及び当該施設用地の再造成費

■補助率、補助限度額

(1) 特定共同利用施設の整備等

国庫補助率は1/2以内（ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合、別に国庫補助費の上限設定があり、各事案ごとに国庫補助率の確認が必要です。）

(2) 卸売市場施設の整備等

国庫補助率は1/3以内（ただし、中央卸売市場及び地域拠点市場における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備は1/2以内）

■その他

達成すべき成果目標の取り組みをポイント化し、国がポイントの高い順に配分対象を選定して交付します。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 農産支援班又は各地方振興（地域）事務所 農業振興部

電話：022-211-2844（宮城県農政部みやぎ米推進課農産支援班）

メール：miyamai-no@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noonkan/

12 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)

～農業用施設・機械の再建・修繕関連～

被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

■対象者

台風第19号により被害を受けた農業用施設・機械の復旧等を行い、営農を継続または再開する農業者

■対象経費

○農産物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス、畜舎、加工施設等)の撤去・再建・修繕に係る費用

※農産物の生産に必要な施設や農業用ハウス等に流入した土砂等の撤去費用も含まれます。

○農業用・加工用機械の再取得・修繕に係る費用

■負担割合

区 分	負 担 割 合		
	国	県	市町村・農業者
農業用施設(農業用ハウス等)の再建や修繕, 撤去 ※ハウス内に流入した土砂等の撤去も含む。	3/10以内 ※園芸施設共済に加入している施設は, 共済金の国費相当額とあわせて最大1/2まで負担。	4/10以内 ※園芸施設共済に加入している施設は, 事業費から国補助金と共済金を差し引いた残。ただし4/10を上限とする。	3/10以上 ※園芸施設共済に加入している施設は, 事業費から国補助金と共済金, 県補助金を差し引いた残。
畜舎等の再建や修繕, 撤去	1/2以内	4/10以内	1/10以上
農業用機械(トラクター, コンバイン等)の再取得や修繕	1/2以内	4/10以内	1/10以上

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班

電 話：022-211-2835

メール：nosinkt@pref.miyagi.lg.jp

13 水産業共同利用施設災害復旧事業

漁協等が所有する共同利用施設の復旧を支援します。

- 対象者
水産業協同組合，地方公共団体 等
- 対象経費
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額
ただし，当該施設の再取得に要する経費の20%を下限とする
- 補助率，補助限度額
9/10
- 対象施設
漁具倉庫，水産物処理加工施設，共同作業場等の共同利用施設
ただし，法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る

- 問い合わせ・相談窓口
宮城県 水産林政部 水産業振興課 流通加工班
電話：022-211-2931
メール：suishinr@pref.miyagi.lg.jp

14 浜の活力再生・成長促進交付金

被害を受けた共同利用施設の再建・修繕等を支援します。

- 対象者
水産業協同組合，地方公共団体 等
- 対象経費
対象となる施設が台風第19号による被災を受け再建・修繕する場合や，共同利用施設の整備に伴い必要となる施設を撤去する場合にかかる経費
- 補助率，補助限度額
1/2，4/10，1/3等（対象となる施設によって異なる）
- 対象施設
荷さばき施設，漁具倉庫，製氷貯水施設，冷凍冷蔵施設，蓄養施設，海業支援施設等の共同利用施設
（受益者が5名以上いる施設）
- その他
事業採択にあたっては，「浜の活力再生プラン」の策定が必要

- 問い合わせ・相談窓口
宮城県 水産林政部 水産業振興課 企画推進班・流通加工班
電話：022-211-2931
メール：suishinr@pref.miyagi.lg.jp

Ⅲ 事業再開・継続のための支援

(担当：みやぎ米推進課)

15 保管米被害農家等支援事業（被災農家等営農再開緊急対策事業）

～営農再開支援関係～

収穫後出荷前に自宅倉庫等に保管していた米が浸冠水により被害を受けた農家等に対し、営農再開の準備に必要な経費を助成します。

■対象者

収穫後出荷前に自宅倉庫等に保管していた令和元年度の米が浸冠水により被害を受けた農家等

■対象経費

令和2年度産の営農を再開するために行う取組に要する経費

支援の対象となる取組：土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備、ゴミ・瓦礫の除去等

■事業実施主体

市町村

■補助率、補助限度額

70,000円/10a以内（内訳：国5/10、県4/10、市町村1/10）

■その他

○農業倉庫基金等の民間保険が適用される農協等の倉庫保管分は対象としない。

○今後、収入保険や任意共済特約等に参加すること。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 生産販売班又は各地方振興（地域）事務所 農業振興部
電話：022-211-2841（宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班）

メール：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/

(担当：みやぎ米推進課)

16 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

～堆積した稲わら等の撤去関係～

ほ場等に堆積した稲わら等の撤去に係る経費を支援します。

■対象者

市町村、農業者の組織する団体等

■対象経費

ほ場等に堆積した稲わら等について、集積所や堆肥センター、他のほ場などへの運搬により稲わらを撤去した場合に要する経費

■補助率、補助限度額

5,000円/m²以内

■その他

国の直接採択事業

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策班

電話：022-211-2845

メール：miyamai-ta@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/

17 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

～土づくり・作業委託・機械レンタル関係～

大規模な浸水被害を受けた水田農業の継続に向けて行う取組に要する経費を支援します。

■対象者

市町村，農業者の組織する団体等

■対象経費

浸水被害からの営農再開のために必要な土づくりや作業委託及び機械レンタルなどの取組に要する経費

■補助率，補助限度額

- ①土壌診断：補助率1／2以内
- ②土づくり：定額（10,000円／10a以内）
- ③作業委託，機械レンタル等：補助率1／2以内

■その他

- 国の直接採択事業
- 要件：今後，収入保険や農作物共済に加入すること

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策班

電話：022-211-2845

メール：miyamai-ta@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/

18 次期作付種子等購入助成事業（大豆・水稻）

～営農再開支援関連～

被災に伴う次期作付に必要な大豆及び水稻種子購入経費の一部を助成します。

■対象者

浸冠水害により，令和元年産の大豆及び水稻の収量が平年に比べて概ね3割以上低下した農業者等

■対象経費

次期作付に必要な大豆及び水稻種子購入経費の一部助成

■事業実施主体

市町村等

■補助率，補助限度額

1／3以内

■その他

成果品：種子の購入を証明できる書類があること

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 生産販売班又は各地方振興（地域）事務所 農業振興部

電話：022-211-2841（宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班）

メール：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/

19 次期作付種子等購入助成事業（園芸作物）

～被災に伴う種苗，肥料，農薬等の購入経費の助成～

(1)再播種・再定植，追加資材等購入支援（持続的生産強化対策事業〔産地緊急支援，国庫〕に取り組む場合の追加補助）

被災に伴う追加的な種子・種苗，追加防除・施肥等の実施に係る経費の助成

(2)次期作付園芸作物等導入支援

被災に伴う次期作付に必要な種子・種苗，農薬，肥料等の確保に係る経費の助成

■対象者

市町村，農業協同組合，農業者の組織する団体（いずれも受益農家が3戸以上）

■対象経費

(1)再播種・再定植，追加資材等購入支援（持続的生産強化対策事業〔産地緊急支援事業，国庫〕に取り組む場合の追加補助）

被災に伴う追加的な種子・種苗，追加防除・施肥等の実施に係る経費の助成。

ただし，令和2年3月末日までに再播種・再定植，追加防除・施肥等が実施されること。

(2)次期作付園芸作物等導入支援

被災に伴う次期作付等に必要な種子・種苗，農薬，肥料等の確保に係る経費の助成。

原則として，対象品目は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」における重点振興品目とする。また，令和2年3月末日までに必要資材を購入し，令和2年9月末日までに確実に作付が実施されること。

■補助率，補助限度額

(1)持続的生産強化対策事業〔産地緊急支援，国庫〕の補助残額の1/3以内

(2)事業対象経費の1/3以内。10a当たり事業対象経費（上限額）は90千円。ただし，大規模施設栽培の，いちご，トマトは上限額を下記のとおりとする。

イ いちご 500千円

ロ トマト（養液栽培） 1,400千円

ハ トマト（土耕栽培） 800千円

■その他

「再播種・再定植，追加資材等購入支援」の申請については，国への事業申請書類の写しを添付する。

なお，国事業（持続的生産強化対策事業〔産地緊急支援〕）への申請は県を通さず，事業実施主体が国に対して直接申請することになるので留意すること。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 園芸振興室 園芸振興班又は各地方振興（地域）事務所 農業振興部

電 話：022-211-2843（宮城県農政部園芸振興室園芸振興班）

メール：engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp

20 緊急粗飼料確保対策事業について

～不足する粗飼料の購入の支援関連～

台風第19号により被害を受けた畜産農家の負担を軽減するため、被害を受けた稲わら等の代替粗飼料を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する費用の一部を補助します。

台風第19号に伴う大雨により浸水・冠水被害を受けた地域では、牧草・稲ホールクroppサイレージ（稲 WCS）のロールベールや収集前の稲わらの流出により、粗飼料が大幅に不足しており、不足分の稲わら等の代替粗飼料を畜産農家が購入することによる係り増し経費の増加が懸念されることから、費用の一部を補助するものです。

■対象者

- 3名以上の畜産経営体から構成される生産者集団
- ALIC 事業の畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち粗飼料確保緊急対策事業（代替粗飼料の共同購入支援）の補助対象であること

■対象経費

不足粗飼料と同等の TDN 含量(栄養成分重量)の代替飼料の購入費助成

■補助率，補助限度額

ALIC 事業と同額または粗飼料1キログラム当たり5円以内

■その他

- 補助対象となる購入期間：令和元年10月13日から令和2年3月31日まで
- 成果品：代替粗飼料の購入を証明できる書類があること

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 畜産課 草地飼料班

電話：022-211-2852

メール：tikusangf@pref.miyagi.lg.jp

IV 融資制度

(担当：商工金融課)

21 中小企業向けの融資制度

台風第19号で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の復旧・復興のため、県制度融資により資金繰りを支援します。

資金名	「災害復旧対策資金」	「セーフティネット資金」 (セーフティネット保証4号)
ご利用 いただける方	次のいずれかに該当する中小企業者 (イ)施設・設備等の損害が発生していること (ロ)取引先の被災による等間接的な被害を受け、最近1ヶ月の売上が前年同月の売上に比して10%以上減少していること ※県知事(ロのみ)、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。 (イ)の場合は、市町村長の発行する罹災証明書をもって代えることができます。 ※災害関係保証を適用する場合には、(イ)に該当し、市町村長の発行する罹災証明書が必要となります。	次の要件に該当し、市区町村長の認定を受けた中小企業者 (イ)指定地域(※)において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること ※指定地域：令和元年10月12日～令和2年2月11日まで ・県内の全市町村 ※指定期間の延長となった市町 ～令和2年5月11日(月)まで 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、丸森町、七ヶ浜町
融資限度額	一災害5,000万円	8,000万円
利率	1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は1.55%以内	1.55%
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
償還期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
保証人	原則として法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保証料	0.45%~1.00% ※災害関係保証が適用となる場合は0.70%	0.70%
取扱期間 (注1) (注2)	令和元年11月1日(金)から令和2年6月30日(火)の融資実行分まで	指定期間の延長となった市町については、令和2年5月11日(月)までに市町から認定を受けること。 なお、指定期間の延長とならなかった市町村から認定を受けた場合は、認定書の認定日から30日以内に取扱金融機関へ融資の申込みを行うこと。
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫	

(注1) 令和2年2月17日現在。(注2) 取扱期間については延長となる場合があります。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商工金融班

電話：022-211-2744

メール：syokokink@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

22 農業災害対策資金

～経営再建資金関連～

農作物や特用林産物，農林業機械などに被害を受けた農林業者を支援するため，経営再建に必要な資金を低利で融資します。

■対象者

台風第19号による農作物，特用林産物，農林業機械，農林業施設等の被害額が，平年の農林業所得の2割以上になった個人及び団体

■支援内容（融資条件等）

(1) 資金使途 農林業経営再建資金

(被害施設の補修や更新に要する経費，購買代金等に充てるための運転資金等)

(2) 貸付条件

・貸付限度額 以下の①または②のいずれか低い額

①個人150万円^{*}，法人等500万円

※特認として農林業所得が総所得の過半を占める個人については300万円

②台風第19号による個々の経営における農林業被害額から，他の災害対策資金(天災資金，農林漁業セーフティネット資金)及び共済金を差し引いた額

・貸付利率 金融機関によって異なります。

①JA：無利子

②その他の金融機関(銀行，信用組合等) 0.175%以内

・償還期間 5年以内(うち据置期間1年以内)

※特認の場合は7年以内(うち据置期間1年以内)

(3) 借入申込期間 金融機関で貸付準備が整った日から令和2年3月13日(金)

(4) 取扱金融機関 市町村と利子補給承認契約を締結している金融機関(JA，銀行，信用組合等)

※農業災害対策資金は，市町村が金融機関へ利子補給を行うことを条件に低利の資金を融資するものであり，市町村からの利子補給が行われていない金融機関では取扱ができません。

詳細については市町村の農林業担当へお問い合わせください。

■問い合わせ・相談窓口

(農業) 宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班

電話：022-211-2835 メール：nosinkt@pref.miyagi.lg.jp

(林業) 宮城県 水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班

電話：022-211-2912 メール：rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

23 農林業経営サポート資金

～短期運転資金関連～

農林作物や農林業施設などに被害を受け、経営の維持や安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、無利子の短期運転資金を融資します。

■対象者

台風第19号による被害によって農林業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた者

■支援内容（融資条件等）

(1) 資金使途 短期運転資金

(当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等)

(2) 貸付条件

○貸付限度額 以下の①または②のいずれか低い額

①個人150万円※、法人等500万円

※ただし農林業所得が総所得の過半を占める個人については300万円

②台風第19号による個々の経営における農林業被害額

○貸付利率 無利子

○償還期間 1年以内

(3) 借入申込期間 令和元年11月1日(金)～令和2年2月28日(金)

(4) 取扱金融機関 宮城県内の農業協同組合、七十七銀行の宮城県内営業店

■問い合わせ・相談窓口

(農業) 宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班

電話：022-211-2835 メール：nosinkt@pref.miyagi.lg.jp

(林業) 宮城県 水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班

電話：022-211-2912 メール：rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

24 漁業近代化資金

被災した漁船・漁具等の復旧に必要な資金を融資します。

■対象者

被災漁業者等（間接被災者及び共同利用施設に被害を受けた漁業協同組合を含む）

■支援内容（融資条件）

○貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化にする

○実質無担保・無保証人での貸付け

■問い合わせ・相談窓口

宮城県漁業協同組合 信用共済部 融資管理班

電話：0225-21-5715

URL：<http://www.jf-miyagi.com/>

住所：宮城県石巻市開成1-27

V 事業拡大のための支援

(担当：食産業振興課)

25 食材王国みやぎマッチングコーディネーター派遣事業

26 県産品販路拡大フォローアップ販売力強化事業

～食品製造事業者の販路開拓関連～

- (1) 県が委嘱する「食材王国みやぎマッチングコーディネーター」が県内食品製造事業者を現地訪問し、新商品の開発支援及び販路開拓のための企業等とのマッチング支援を行います。
- (2) 県内支援スタッフ1名、東京と大阪の営業スタッフ各1名が商談会、営業活動を通じ首都圏及び関西圏における県産品の販路拡大と取引継続に向けたバイヤー等とのマッチング支援を行います。

(1) 食材王国みやぎマッチングコーディネーター派遣事業

■相談方法

以下、問い合わせ先に電話等により直接連絡

■相談内容（相談例等）

- 地域の農林水産品を活用したマーケットイン型の商品開発に取り組みたい。
- 開発した商品の販売先を相談したい。

(2) 県産品販路拡大フォローアップ販売力強化事業

■相談方法

以下、問い合わせ先に電話等により直接連絡

■相談内容（相談例等）

- 今度商談会に出展するが、バイヤーへの訴求力向上と商談会後のフォロー手法を教えて欲しい。
- 首都圏のバイヤーに商品を売り込むきっかけが欲しい。
- 自社商品が首都圏のバイヤーの商品ニーズに合うか教えて欲しい。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班

電話：022-211-2812

メール：s-business@pref.miyagi.lg.jp

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/

27 農林漁業者等6次産業化サポート事業

～6次産業化に関する専門家派遣関連～

6次産業化に取り組む又は取り組もうとしている農林漁業者等からの相談に応じるとともに、6次産業化に関する民間の専門人材（6次産業化地域プランナー）を相談者のもとへ派遣し、経営の発展段階に即した助言等を行います。

■対象者

農林漁業者等

■相談方法

- ①電話又はメールによる相談
- ②来所による窓口相談（要事前連絡）

■相談内容（相談例等）

事業計画策定、商品開発、販路開拓、販売戦略、資金相談 等

■相談受付時間

午前9時から午後5時まで

（原則として土、日、祝日及び年末年始（12/28～1/5）を除く平日）

■費用等

相談・派遣に係る相談者の経費負担はなし

■相談窓口

電話番号 022-796-1139

FAX番号 022-796-1140

電子メール info@miyagi-6jika.jp

ホームページ <http://miyagi-6jika.jp/>

住 所 仙台市青葉区上杉1丁目16-30東日本ビル7階
（株式会社東北農都共生総合研究所 内）

■問い合わせ

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

電 話：022-211-2242

メール：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/>

VI 雇用に関すること

(担当：宮城労働局)

28 雇用保険＜台風第19号等に伴う特例＞

事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

■対象者

災害により事業所が直接被害を受け、休業又は一時離職した労働者

■支給額

原則として、休業又は一時離職する直前の6か月に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%を基本手当の日額として、休業又は一時離職時点の年齢により90～360日を上限として支給します（金額についても上限・下限あり）。

ただし、事業所が休業の場合再開、一時離職の場合再雇用した時点で支給終了となります。

※支給については雇用保険失業給付と同様となります。

■支給要件・手続き方法

- ・雇用保険の資格取得をしており、休業開始又は一時離職前1年間に6か月（賃金支払基礎期間が11日以上ある月を1か月とする）以上被保険者期間があること。
- ・事業主は管轄ハローワークにて休業開始に係る休業票又は一時離職に係る離職票の交付手続きを行うこと。
- ・労働者が休業票又は離職票及び本人確認書類を持ってハローワークへ来所し、受給手続きを行う。
- ・原則4週間に1回来所し、支給を受ける。

■留意事項

事業所から賃金（休業手当を含む）が支払われている場合、雇用保険の給付はできません。

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた労働者については、休業又は一時離職が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和2年10月10日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 職業安定部 職業安定課

電話：022-299-8061

URL：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00001.html

住所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階

29 雇用調整助成金 <台風第19号災害に伴う特例>

台風被害に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を国が助成します。

■対象者

台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主

※休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用

■対象経費

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合の休業手当、賃金等の一部

■助成率

[中小企業] 4/5 [大企業] 2/3

■支給限度日数

1年間で300日

■支給要件

①休業等計画届の提出

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和元年10月12日以降に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとして扱います。

②生産指標の確認

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、前回の支給対象期間満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業については、その制限とは別枠で受給可能とします。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 職業安定部 職業対策課

電話：022-299-8063

URL：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

住所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎2階

30 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の延長及び納付の猶予 ＜台風第19号災害に伴う特例＞

(1) 申告・納期限の延長

災害の発生した日(令和元年10月12日、以下同じ。)現在において、角田市、伊具郡丸森町(以下「指定地域」という。)に所在する事業場の事業主について、令和元年10月12日以降に行う労働保険料・特別保険料・一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)の申請手続や、納付の期限が延長されます。(手続は不要です。)

(2) 納付の猶予

台風第19号により被害を受け、要件を満たす事業場の事業主については、申請により、労働保険料等の納付が猶予されます。(手続が必要です。)

(1) 申告・納期限の延長

■対象者

- ①指定地域に所在する事業場の事業主。
- ②指定地域に主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合。
- ③②の労働保険事務組合に事務を委託している事業主。

■延長の対象となる労働保険料等

災害の発生した日から延長後の納期限までの間に納期限が到来する次のもの。

- ①指定地域内に所在する事業場の事業主(指定地域外の労働保険事務組合に事務の処理を委託している事業場の事業主を含む。)に係る労働保険料等。
- ②指定地域内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合が事業主(事業場の所在地は指定地域の内外を問わない。)から労働保険事務の委託を受けている労働保険料等。
- ③指定地域内に継続事業の一括に係る指定事業がある場合、当該地域外の被一括事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等。
- ④指定地域内に有期事業の一括事業がある場合、当該地域外の一括された有期事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等。

■延長後の納期限等

災害がやんだ日*から2か月以内の日が別途告示されます。(厚生労働省ホームページ等に掲載。)

*「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断します。

(参考)令和元年度の通常時は、第1期・全期：7月10日、第2期：10月31日、第3期：1月31日。

■要件

特にありません。(手続等は不要です。)

(2) 納付の猶予

■対象者

全ての地域の事業主。

■猶予の対象となる労働保険料等

- ①災害により損失を受けた日以後1年以内に納付額が確定する労働保険料等の全部又は一部。
- ②災害が発生した日に納期限の到来している労働保険料等であって、一時に納付することができないと認められる金額を限度とする額。

■猶予期間等

原則として1年以内。

■要件

事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと。

■手続き

災害がやんだ日から2か月以内に宮城労働局又は県内の労働基準監督署に以下の書類を提出していただく必要があります。

- ①「納付猶予申請書」(収入様式第73号 納付猶予申請書(災害猶予用))
- ②「被災明細書」(収入様式第74号 被災明細書)

様式の入手方法

- ・宮城労働局又は労働基準監督署から入手できます。
- ・宮城労働局のホームページからダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/211/31roudouhoken_yuuyo.html

■留意事項等

- 労働保険料等を免除するものではありませんのでご注意ください。
- 通常の手続(労働保険料の申告手続等)に合わせて、猶予の申請が必要です。
- 指定地域に所在する事業場の事業主は、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 総務部 労働保険徴収課

電話：022-299-8842

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

住所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎7階

31 未払賃金立替払

企業（中小企業に限る）が、台風によって被害を受けたことなどにより倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する制度です。

■対象者

倒産状態に至り、賃金を支払うことができない中小企業

※事業主に係る要件は以下のいずれにも該当することです。

- ①労災保険の適用事業に該当すること
- ②1年以上の期間当該事業を行っていること
- ③倒産状態に至っていること

※労働者に係る要件は倒産状態に至った日の6月前の日から2年間に退職した労働者が対象になります。
(この制度を利用することができる事業主及び労働者の要件の詳細については、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。)

■支援内容

労働者の未払賃金のうち、基準退職日の6月前から請求日の前日までに支払期日が到来し、まだ支払われていない賃金の総額または限度額のうちいずれか低いほうの額の100分の80を立て替えて労働者に直接支払います。

■具体的にご利用方法

最寄りの労働基準監督署にご相談ください。各監督署の連絡先は、仙台 022-299-9075, 石巻 0225-22-3365, 古川 0229-22-2112, 大河原 0224-53-2154, 瀬峰 0228-38-3131 です。

■その他

賃金台帳や出勤簿など手続きに必要な書類がございますので、労務関係書類を適切に保管いただきますとともにできるだけ早く、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 労働基準部 監督課

電話：022-299-8838

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20191016taihu-19.html>

住所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

32 特定機械(ボイラー, 第一種圧力容器, クレーン, エレベーター等) 検査証に関する有効期間の延長 <台風第19号に伴う特例>

台風被害を原因として、性能検査を受検できない特定機械について、令和2年3月31日を限度に有効期間満了日を延長できます。

■対象者

台風による被害を理由に、性能検査を受検できない事業者

■受けられる事項

特定機械(ボイラー, 第一種圧力容器, クレーン, 移動式クレーン, エレベーター等)に係る、検査証の有効期間延長

■申請先

各登録性能検査機関

■延長期間(限度)

令和2年3月31日まで

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 労働基準部 健康安全課

電話：022-299-8839

住所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

33 障害者雇用納付金の納付期限の延長について <台風第19号に伴う特例>

台風第19号による被害の甚大さに鑑み、次の(ア)及び(イ)に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

■障害者雇用納付金の納付期限の延長について

(ア) 次の指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

(注) 指定地域とは岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部地域になります。

指定地域は、下記当機構HPをご確認ください。

(イ) 令和元年10月12日以降に納付期限が到来するもの

■延長後の障害者雇用納付金の納付期限

被災者の状況に十分配慮し、厚生労働省が災害のやんだ日から2ヶ月以内の日を定めることとされております。決定次第お知らせいたします。

この延長措置による納付期限内に納付金を納付することができないとき、あるいは上記1(ア)の指定地域以外に主たる事務所の所在地を有する事業主であってその財産につき相当な損失を受けたときは、納付猶予を申請することができます。

詳しくは、下記当機構HPの「令和元年台風第19号により被災し障害者雇用納付金の納付猶予を希望される事業主の皆様へ」をご確認ください。

(注) ご不明な点は、当機構宮城支部高齡・障害者業務課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

■問い合わせ・相談先

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部 高齡・障害者業務課

電話：022-361-6288

URL：http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/typhoon19_noufukin_extension.html

住所：宮城県多賀城市明月2-2-1 ポリテクセンター宮城内